

公共下水道事業計画変更の縦覧

下水道法施行令第3条の規定に基づき、公共下水道事業計画の変更に関する図書を、一般の方に公開（縦覧）します。

縦覧期間 2月20日(金)～3月9日(月) 8時30分～17時15分 (土曜日、日曜日、祝日を除く)

縦覧場所 水道課下水道グループ（総合庁舎）、住民サービス課住民サービスグループ（総合支所）

問合せ 水道課下水道グループ ☎②2730

安平町食料品物価高騰に伴う高齢者世帯等支援給付金

物価高騰や食料品高騰などによる負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい高齢者、しょうがい者、ひとり親世帯への支援を目的に「1世帯2万円の給付金」を支給します（国による重点支援地方交付金を活用）。

また、対象世帯のうち住民税非課税の世帯は「福祉灯油特別対策事業による助成金（1世帯1万円）」および「エネルギー（電気、ガスなど）価格高騰に伴う高齢者等低所得世帯支援事業による助成金（1世帯1万5千円）」を支給します。

給付対象者

令和7年12月1日において、町の住民基本台帳に記録されている方で、次のいずれかに該当する世帯の世帯主

- ・同一世帯に満65歳以上（3月31日までに満65歳になる方を含む）の方がいる世帯の世帯主
- ・母子家庭世帯または父子家庭世帯の世帯主
- ・同一世帯に障害者手帳（身体、知的、精神）所持者または障害年金受給者がいる世帯の世帯主

給付額（1世帯につき）

- | | | | |
|-------------|-----|----------------|-------|
| ①食料品価格高騰給付金 | 2万円 | ②エネルギー価格高騰支援事業 | 1万5千円 |
| ③福祉灯油特別対策事業 | 1万円 | | |

※②および③は、①の支給対象世帯のうち、住民税非課税世帯に支給します。

申請方法 対象者には申請書を発送していますので、必要事項をご記入の上、申請期限までに同封の返信用封筒で返送してください。

申請期限 3月10日(火)

問合せ 健康福祉課福祉グループ ☎⑨7071

住宅や土地の情報を募集しています！

町では、移住定住促進のため、中古住宅、賃貸住宅、住宅用地の情報を募集しています。

近年、子育て世代やファミリー層を中心に一戸建て住宅のニーズが高まっており、町内の不動産情報が不足しています。

ご提供いただいた物件情報は、移住特設サイト（空き家・空き地情報サイト）に掲載し、問い合わせがあった際にご連絡します。



移住特設サイト

【問合せ】 政策推進課政策推進グループ ☎②2751